

第9号様式の次に次の「欄式」を加える。

第9号様式の2（規格A4）

親展

実務に関する証明書

名前

昭和・平成 年 月 日生

1 良好な成績で勤務した期間等

職名	勤務期間	実労働時間
	年 月 日から 年 月 日まで	時間
	年 月 日から 年 月 日まで	時間
	年 月 日から 年 月 日まで	時間

上記期間のうち長期にわたって勤務しなかった期間（育児休業、退職、病気休暇及び産前・産後休暇等の区分により記入すること。なお、該当がない場合は、斜線を引くか「該当なし」と記入すること。）

事由	勤務しなかった期間
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

2 施設の概要

施設名 (認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、すべて記載すること。)	
認可等年月日 (認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。)	昭和・平成 年 月 日
所在地	
電話番号	

上記の者は、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日
所属長 職 名前

印

平成 年 月 日
実務証明責任者

印

密 印

この取組は、公衆の目から施行する。

お 知 ら せ

平成25年12月27日付け三重県公報第2560号に「一般競争入札を行う旨」が次のように掲載されました。

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成25年12月27日

三重県教育委員会教育長 山 口 千 代 己

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成25年度～平成28年度 三重県総合教育センター清掃業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

入札説明書（仕様書）は、三重県物件等電子調達システム（以下「電子調達システム」といいます。）内の入札等情報公開システムから入手することができます。

(3) 委託期間

平成26年3月3日（月）から平成29年3月31日（金）までとします。ただし、契約の履行期間は、平成26年4月1日（火）から平成29年3月31日（金）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市大谷町12番地

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 本店又は支店等で電子調達システム利用登録をしている登録事業者であること。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号（又は第8号）、第5号及び第7号に掲げる事業についての登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として選任すること。

カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続した清掃業務実績）があること。

3 入札に関する事項

本件入札は、書面により行いますが、本件入札に参加するためには、電子調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに6(2)に掲げる電子調達システム利用登録申請を担当する所属に電子調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、利用登録申請における電子証明書（ICカード）は不要とします。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札参加希望者は、(1)に掲げる書類を平成26年1月23日（木）12時までに6(1)に掲げる場所に提出してください。

また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を平成26年2月19日（水）17時までに提出してください。

なお、提出された証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (4) 2(2)カを証明する書類（技術提案書において確認できる場合は不要です。）

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び技術提案書作成要領に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は、2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
- (3) 原稿サイズは、A4を基本（A4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね100ページまでとしてください。

また、フラットファイル等で製本してください。

- (4) 正本、副本共に表紙、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください。
- (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおりとしてください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。
- (7) 技術提案書提出時に配置予定として選任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 契約締結後に提出する作業実施計画表において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなして契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

- (9) 契約締結後に提出する作業実施計画表において、配置予定清掃従業員の貴社での経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることとはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなして契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 入札手続等に関する事項

- (1) 入札・契約に関する事務を担当する所属
〒514-0007 三重県津市大谷町12番地（三重県総合教育センター）
三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課研修総務班 担当 西前
電話 059-226-3513 ファクシミリ 059-226-3706

- (2) 電子調達システム利用登録申請を担当する所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課 企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (3) 契約条項を示す場所
(1)と同じです。

7 技術提案書聴取会の実施

- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調書により技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者の出席をお願いします。

日程は、平成26年2月12日（水）の予定です。なお、具体的な日程及び場所は後日連絡します。

技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。

- (2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価は0点とします。

- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する技術提案書聴取会は、行いません。

また、技術評価点は、0点となります。

- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後に無効とし、落札者とはしません。

8 入札書提出の日時及び場所

日時 平成26年2月18日（火）10時

場所 三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター 2階 第3講義室

（再入札を行う場合）別途通知します。

ただし、郵便により提出する場合は、一般書留又は簡易書留により、次に指定する郵便局に平成26年2月10日（月）から同月17日（月）17時までの間に到着するよう、「局留郵便」として送付してください。

入札書には入札価格、入札者の住所及び氏名（法人にあっては法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。）を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

入札者は、入札書を封筒に入れ封印し、入札者の住所、氏名、物件名等を表記してください。

封筒には、提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「津観音寺郵便局留」とする旨を記載してください。

なお、入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

【指定する郵便局及び封筒宛名等記載例】

指定する郵便局の郵便番号：514-0062

指定する郵便局の住所：三重県津市観音寺町604-265

指定する郵便局（宛先）：津観音寺郵便局留

受取人：三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修総務班

案件名：三重県総合教育センター清掃業務委託 入札書在中

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

提出された入札金額内訳書は返却しません。なお、入札金額内訳書は契約上の権利及び義務を生じるものではありません。

また、入札金額内訳書の差し替え及び再提出は認めません。

なお、くじで落札候補者を決定する必要が生じた際に備え、入札書を郵送し、かつ、開札の立会いを希望しない場合は、委任状を同封してください。

9 開札の日時及び場所

日時 入札書の提出後、直ちに行います。

場所 8に同じです。

開札に立会いを希望される場合は、6(1)に記載する所属に、8で掲げる日時の1週間前までに連絡してください。

10 入札方法等に関する事項

(1) 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出してください。

(2) 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

(3) 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、規則第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(4) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画

の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

(5) 落札者の決定方法

落札者は、2(2)落札資格を満たす者のうち、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最も高い評価点を得た者を落札者とします。入札者の評価点は、別記「落札者決定基準」の規定するところにより、算定します。

ただし、調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者(次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。)へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とし、また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

11 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止

ア 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

イ 入札者が1者になった場合は、入札を中止する場合があります。

(4) 詳細は、入札説明書(仕様書)によります。

(5) 落札者の技術提案書に記載された配置予定の業務関係者を契約時に配置しなければなりません。なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(6) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(7) 本件入札手続において政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

12 期間の設定

(1) 質疑応答の締切日時

平成26年1月9日(木)12時までに、6(1)に掲げる所属へ書面(ファクシミリ可)により質疑申請を行ってください。回答は、平成26年1月17日(金)までに入札等情報公開システムの「発注情報閲覧」画面で公開します。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

平成26年1月23日(木)12時までに競争入札参加資格確認申請書(第1号様式(その1))を、6(1)に掲げる所属へ郵送、宅配便又は持参により提出してください。

結果通知は平成26年1月29日(水)までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から平成26年1月31日(金)15時までに、6(1)に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

また、郵送する場合は封筒等の外側に「三重県総合教育センター清掃業務委託提案書等在中」と記載して

ください。

13 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Cleaning Service of Mie Prefectural Educational Center

(2) Bid Submission Deadline :

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 10, 2014 and 5 : 00 P.M. on Monday, February 17, 2014.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10 : 00 A.M. on Tuesday, February 18, 2014.

(4) Managing Authority :

Mie Prefectural Educational Center

12 Ootani-chou, Tsu city, Mie, 514 - 0007, Japan

TEL : 059 - 226 - 3513

別記「落札者決定基準」

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価（価格評価点）及び技術内容の評価（技術評価点…技術要件、企業要件及び全般）の観点で評価します。

基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下（入札価格 ≤ 調査基準価格）の場合は、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を、全ての入札価格について200点（満点）とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあっては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 = $200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】に基づき提案内容を審査し（聴取を含みます。）、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とします。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあっては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあっては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合であって、さらに「入札価格」が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1 : 1とし、「価格評価点」200点、「技術評価点」200点の計400点満点とします。

評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	130	18
		履行体制及び品質保証取組		67
		苦情処理		10
		検査体制		20
		顧客満足度向上への取組		15
	企業要件	契約実績	40	10
		従業員の雇用		15
		地域社会貢献度		15
全般	業務全般の取組姿勢	30	30	
合計			400	400

平成25年12月27日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例等が次のように掲載されました。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第九十一号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を「規定する勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及びへき地手当（第十七条の十の規定による手当を含む。）の月額の合計額（第十七条の九第三項に規定する場合にあつては、当該合計額から給料の月額に対する地域手当の月額を除いた額）」に改める。

附則第十四項第一号中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を「給料月額並びにこれに対する地域手当及びへき地手当（第十七条の十の規定による手当を含む。）の月額の合計額（第十七条の九第三項に規定する場合にあつては、当該合計額から給料月額に対する地域手当の月額を除いた額）」に、「給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を「給料月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及びへき地手当（第十七条の十の規定による手当を含む。）の月額の合計額（第十七条の九第三項に規定する場合にあつては、当該合計額から給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額を除いた額）」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第九十二号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の三」に改める。

第三条第一項中「給料の日額」を「退職の日におけるその者の給料の日額」に「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第二項中「傷病とする。」の下に「以下この項、」を加え、「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第三号」に改め、「によらず」の下に「、かつ、第八条の三第八項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を

受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という「に」「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「十二年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるもの」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「十二年以上二十五年未満の期間勤続して退職した者（及び「。」に限る）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「二十五年未満の期間勤続し、勤務学校の移転」を「その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第八条の三第八項に規定する認定を受けて同条第十三項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
第四条第二項中「前項各号のいずれかに該当する」を「前項に掲げる」に、「退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」を「退職日給料月額」に改める。

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
- 二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- 三 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 四 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により、県委員会が定める基準に基づき退職した者
- 五 二十五年以上勤続し、第八条の三第八項に規定する認定を受けて同条第十三項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第五条第二項中「前項各号のいずれかに該当する」を「前項に掲げる」に改める。

第五条の三の表以外の部分中「第五条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する」を「第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する」に、「二十五年以上」を「二十年以上」に、「十年」を「十五年」に改め、「対する」の下に「第四条第二項、」を加え、同条の表読み替える規定の欄中「第五条第二項」を「第四条第二項及び第五条第二項」に改め、同表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第五条の五を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第五条の五 県委員会は、第四条第一項第二号及び第五条第一項第四号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第六条の三の表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第六条の四第四項第一号中「自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第二章中第八条の二の次に次の一条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の三 県委員会は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象とするものを行うことができる。

2 県委員会は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- 一 第八項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- 二 募集の期間
- 三 募集の対象となるべき職員の範囲
- 四 第六項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- 五 第九項の規定による通知の予定時期
- 六 その他規則で定める事項

3 県委員会は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

- 4 県委員会は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 5 県委員会は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 6 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第十三項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - 一 第二条第二項の規定により職員とみなされる者
 - 二 臨時的に任用される職員
 - 三 第二項第一号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠つた場合における処分規則で定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 7 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、県委員会は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 8 県委員会は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。
 - 一 応募が募集実施要項又は第六項の規定に適合しない場合
 - 二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（第六項第四号の規則で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - 四 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 9 県委員会は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 10 県委員会が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 11 県委員会は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下この条において「認定応募者」という。）が第十三項第三号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 12 県委員会は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 13 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - 一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
 - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第十項若しくは前項の規定により通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）
 - 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第六項第四号の規則で定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - 五 第六項の規定により応募の取下げを行つたとき。
- 14 県委員会は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項及び認定応募者の数を公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

三重県立美術館条例及び斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十五年十二月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第九十三号

三重県立美術館条例及び斎宮歴史博物館条例の一部を改正する条例

(三重県立美術館条例の一部改正)

第一条 三重県立美術館条例(昭和五十七年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

小学生、中学生及びこれ
らに準ずる者

を

小学生、中学生、高校生
及びこれらに準ずる者

に、

高校生、大学生及びこれ
らに準ずる者

を

大学生及びこれに準ずる
者

に改める。

(斎宮歴史博物館条例の一部改正)

第二条 斎宮歴史博物館条例(平成元年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

小学生、中学生及びこれ
らに準ずる者

を

小学生、中学生、高校生
及びこれらに準ずる者

に、

高校生、大学生及びこれ
らに準ずる者

を

大学生及びこれに準ずる
者

に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年十二月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第三号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十年三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号)の一部を次のよう
に改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第四条の二の次に次の一条を加える。

(退職理由記録の記載事項等)

第四条の二の二 条例第五条の五の規定により作成する退職の理由の記録(以下この条において「退職理由記録」

という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成年月日
- 二 氏名及び生年月日
- 三 退職の日における所屬及び職名
- 四 勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日
- 五 退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至つた経緯
- 六 作成者の職名及び氏名

- 2 退職理由記録の様式は、退職の理由の記録(第一号様式)とする。
- 3 退職理由記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。
- 4 退職理由記録は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。
- 5 退職理由記録は、県委員会がその作成の日から五年間保管しなければならない。

第九条の次に次の八条を加える。

(募集実施要項の記載事項)

第九条の二 条例第八条の三第二項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 条例第八条の三第四項の規定により募集の期間を延長するときは、その旨
- 二 条例第八条の三第六項各号に掲げる者が応募することはできない旨
- 三 条例第八条の三第八項の規定による認定(第九条の五、第九条の九及び第十条の二において単に「認定」という。)を行つた後遅滞なく、退職すべき期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、条例第八条の三第十項の規定による通知(第九条の六において「第十項通知」という。)を行うこととなる旨(条例第八条の三第二項の募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。)
- 四 条例第八条の三第八項の規定により認定をしない旨の決定をする場合がある旨
- 五 条例第八条の三第十一項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げるときは、その旨

(応募及び応募の取下げの様式)

第九条の三 条例第八条の三第六項の規定による応募は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書(第一号様式の二)によるものとする。

2 条例第八条の三第六項の規定による応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(第一号様式の三)によるものとする。

(条例第八条の三第六項第四号の規則で定めるもの)

第九条の四 条例第八条の三第六項第四号の規則で定めるものは、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分とする。

(認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式)

第九条の五 条例第八条の三第九項の規定による通知は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 認定をする旨の決定をしたとき 認定通知書(第一号様式の四)
- 二 認定をしない旨の決定をしたとき 不認定通知書(第一号様式の五)

(退職すべき期日の通知の様式)

第九条の六 第十項通知は、退職すべき期日の決定通知書(第一号様式の六)によるものとする。ただし、前条第一号の認定通知書により第十項通知を併せて行つた場合は、退職すべき期日の決定通知書を省略することができる。

(退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意の様式)

第九条の七 条例第八条の三第十一項の規定による同意は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 退職すべき期日を繰り上げるとき 退職すべき期日の繰上げ同意書(第一号様式の七)
- 二 退職すべき期日を繰り下げるとき 退職すべき期日の繰下げ同意書(第一号様式の八)

(新たに定めた退職すべき期日の通知の様式)

第九条の八 条例第八条の三第十二項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、退職すべき期日の変更通知書(第一号様式の九)によるものとする。

(募集実施要項及び認定応募者数の公表)

第九条の九 条例第八条の三第十四項の規定による公表は、毎年度四月末日までに、前年度に認定を受けた応募者の数及び当該認定に係る募集実施要項について行うものとする。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、一年未満の任期を定めて採用され、又は任用される職員にあつては、第二号に掲げる書類の提出を

省略することができる。

第十条第一項第一号中「第一号様式」を「第一号様式の十」に改め、同項第三号中「、条例第五条第一項第二号」を「及び条例第五条第一項第三号」に改め、「及び第三条第一項第二号の規定に該当する者」を削り、「明か」を「明らか」に改め、「(第三条第一項第二号の規定に該当する者については、これに準ずるもの)」及び「(第三条第一項第二号の規定に該当する者については、これに準ずるもの。)」を削り、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六及び七 削除

第十条の二中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 条例第四条第一項第二号又は条例第五条第一項第四号に規定する者

四 条例第五条第一項第二号に規定する者

第十条の二第五号及び第六号を次のように改める。

五 認定を受けて条例第八条の三第十三項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

六 公務上の傷病により退職した者

第一号様式を第一号様式の十とし、第一号様式から第一号様式の九までとして次の九様式を加える。

第1号様式（第4条の2の2関係）

（表面）

退職の理由の記録

		作成年月日	年 月 日
氏 名		生年月日	年 月 日
退職の日 における 所 属		職 名	
勤続期間	年 月	採用年月日	退職年月日
		年 月 日	年 月 日

退職の理由	公立学校職員の退職手当に関する条例第 条第 項第 号に該当
当該退職の理由に該当するに至った経緯	

作成者の職名、氏名及び印	
--------------	--

（A列4版）

（裏面）

備考

1 退職の理由の記録の記入要領は、次のとおりとする。

(1) 「作成年月日」欄は、退職の理由の記録を作成した日を記入する。

(2) 「氏名」欄は、職員の氏名を記入する。

(3) 「所属」欄は、退職時の所属名を記入する。

(4) 「職名」欄は、退職時の職名を記入する。

(5) 「勤続期間」欄は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（月単位までとし、一月未満の端数は切り捨てる。）を記入する。

(6) 「採用年月日」欄及び「退職年月日」欄は、退職手当の算定の基礎となる在職期間に係る採用年月日及び退職年月日を記入する。

(7) 「退職の理由」欄は、職員が公立学校職員の退職手当に関する条例第4条第1項第2号又は第5条第1項

第4号のいずれかの該当する条項を記入する。

(8) 「当該退職の理由に該当するに至った経緯」欄は、当該退職の理由に該当するに至った経緯その他の事務の都合の具体的な内容を記入する。

(9) 「作成者の職名、氏名及び印」欄は、退職の理由の記録を作成した者の職名及び氏名を記入した上、押印する。

2 その者の都合による退職と職員の配置等の事務の都合による退職とを明確に区分するため、第4条の2の2第3項に規定する辞職の申出の書面については、職員の配置等の事務の都合による退職である旨が明確となるよう記載すること。

第1号様式の2（第9条の3関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

三重県教育委員会 宛て

応募者 ㊟

私は、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第6項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
級号給	給料表[]	級	号給
生年月日	年 月 日	年 齢	歳
備考欄			

備考

- 1 年 月 日現在で記入すること。
- 2 備考欄には退職希望日を記入すること。

※三重県教育委員会記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

(A列4版)

第1号様式の3（第9条の3関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 年 月 日

三重県教育委員会 宛て

取下げ申請者 ㊟

私は、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第6項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募を取り下げます。

1 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
2 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

備考 「2 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※三重県教育委員会記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

(A列4版)

第1号様式の4 (第9条の5関係)

認定通知書

認定年月日 年 月 日

様

三重県教育委員会 印

あなたから 年 月 日付けで申請のあつた早期退職希望者の募集に係る応募については、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第8項の規定により認定の決定をしましたので、同条第9項の規定により通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備考

備考 「1 退職すべき期日又は期間」欄には、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあつては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあつては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

(A列4版)

第1号様式の5 (第9条の5関係)

不認定通知書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

あなたから 年 月 日付けで申請のあつた早期退職希望者の募集に係る応募については、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第8項の規定により認定をしない旨の決定をしましたので、同条第9項の規定によりその理由を付して通知します。

不認定の理由

(A列4版)

第1号様式の6（第9条の6関係）

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日
様
三重県教育委員会 印

あなたの退職すべき期日については、年 月 日と決定しましたので、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第10項の規定により、通知します。

(A列4版)

第1号様式の7（第9条の7関係）

退職すべき期日の繰上げ同意書

年 月 日
三重県教育委員会 宛て
氏名 印

私は、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第11項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

記

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

備考 「認定年月日」欄には、認定通知書（第1号様式の4）に記載されている認定年月日を記入すること。
(A列4版)

第1号様式の8（第9条の7関係）

退職すべき期日の繰下げ同意書

年 月 日
三重県教育委員会 宛て
氏名 印

私は、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第11項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることに同意します。

記

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

備考 「認定年月日」欄には、認定通知書（第1号様式の4）に記載されている認定年月日を記入すること。
(A列4版)

第1号様式の9（第9条の8関係）

退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

様

三重県教育委員会 印

あなたの退職すべき期日は、公立学校職員の退職手当に関する条例第8条の3第11項の規定により下記のとおり変更することとしましたので、同条第12項の規定により通知します。

記

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

備考 「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（第1号様式の7）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（第1号様式の8）の提出された年月日を記入すること。

（A列4版）

第九号様式中「別紙のとおり」を記し、「三重県教育委員会様」と「三重県教育委員会 宛て」に記し、同様式の別紙を貼る。

第十号様式の11号

本 籍 地		を
退 職 年 月 日	年 月 日	
退 職 年 月 日	年 月 日	に改め、

「別紙のとおり」を記し、同様式の別紙を貼る。

附 則

- この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。
- この規則の施行前にこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

発行
地 番 13 町 明 広 市 津
会 員 委 育 教 県 重 三

印刷
刷 川 黒 社 資 合